

(別記)

障害者社会参加推進センター事業業務委託事業者選定に係る審査基準

審査項目	審査基準	配点 ①×②	基本点数 ①	評価係数 ②
1 業務内容の理解度 (10点)	①事業の目的や業務内容について十分に理解しているか。	5点	5点	1
	②提案内容は事業目的に沿ったものであるか。	5点	5点	1
2 提案事業の内容 (60点)	①社会参加推進センターの設置・運営体制は適切か。	5点	5点	1
	②障害者福祉の増進、障害者団体の振興を目的とした研修会・講演会等の内容・回数(1回以上)・規模・場所・参加対象者等は適切か。	10点	5点	2
	③公式ホームページ等有効な方法による障害者団体の振興や障害理解・啓発に繋がる提案内容となっているか。	10点	5点	2
	④社会参加推進協議会の開催時期・協議内容の提案は適切か。	10点	5点	2
	⑤障害者の居場所づくり活動の実施内容は事業目的達成のために効果的な内容か。	15点	5点	3
	⑥本事業を実施することで期待される効果は、事業目的に沿っているか。	10点	5点	2
3 業務遂行の安定・確実性 (10点)	①本事業の遂行に必要な実施体制及び実施スケジュールを具体的に記載しているか。	5点	5点	1
	②業務を円滑に遂行するために必要な知識を有しているか。	5点	5点	1
4 個人情報保護等情報管理体制 (10点)	①個人情報等の管理上の効果的な対策(運用上の仕組みやルール作り)について記述されているか。 ②個人情報等の保護に関する従業者への効果的な研修対策(計画)について記述されているか。	10点	5点	2
5 経費 (10点)	①評価点数は、次の式により求める。 評価点数=10点×(最も安価な見積額÷当該提案者が提示する見積額)(少数点以下切り捨て)	10点		
合 計		100点		

- ・採点方法は、上記項目ごとに合計100点満点で評価を実施する。
- ・提案が複数ある場合は、各委員の合計得点の総計が満点の6割以上の者のうち最も高い得点を獲得した者で、かつ、審査委員会の合議により認められた者を、受託事業者として選定する。ただし、評価項目のうち全審査委員の得点の平均が満点の5割未満の項目が1以上ある場合は、受託事業者として選定の対象にしない。
- ・提案者が1者の場合は、各委員の合計得点の総計が満点の6割以上で、かつ審査委員会の合議により認められた者を受託事業者として選定する。ただし、評価項目のうち全審査委員の得点の平均が満点の5割未満の項目が1以上ある場合は、受託事業者として選定の対象にしない。

項目別配点

審査(評価)	配 点
極めて高い (極めて良好)	5
高 い (良好)	4
中位 (普通)	3
やや低い (やや不十分)	2
低い (不十分)	1